

令和2年議案第6号

愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について

愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年12月23日提出

愛北広域事務組合

管理者 犬山市長 山田 拓郎

提案理由

この案を提出するのは、国家公務員の一般職の職員の給与改定等に基づき、改正する必要があるからであります。

愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

愛北広域事務組合職員の給与に関する条例（昭和38年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。